

令和元年度別府市共生社会形成プランの評価結果（概要）

1 共生社会形成プランとは

別府市障害のある人も安心して安全に暮らせる条例（平成25年別府市条例第32号。以下「ともに生きる条例」という。）では、共生社会の実現のため、市が実施すべき内容として、次のことを定めている。

- 市民・事業者に対する啓発等を行うべきこと（第9条）
 - 個別の場面に応じた合理的配慮に関する施策を行うべきこと（第10条～第16条）
 - 親亡き後等の問題を解決する総合的な施策を実施すべきこと（第23条）
- これらを着実に実行に移していくために、ともに生きる条例では、各施策について、
「計画（Plan）を立てる⇒計画に基づいて実施（Do）⇒実施内容を評価（Check）⇒評価結果に基づき改善（Action）」
というP D C Aサイクルにより行っていくべきこととしている。
「共生社会形成プラン」は、このP D C Aサイクルの「P」に当たるものである。

2 評価の目的

実施内容を評価し、その結果を改善（Action）につなげるために行うもので、P D C Aサイクルの「C」に当たる。

3 評価の対象事業

評価の対象は、ともに生きる条例第9条から第16条まで及び第23条に基づき行う事業として「令和元年度共生社会形成プラン」に定められた全事業（26事業）。

4 評価の方法

評価は、各事業ごとに、①内部評価（事業担当課による自己評価）、②外部評価（外部機関等による客観的な評価）の2段階で行う。

外部評価では、「事業の実施内容」と「内部評価」を基に、ともに生きる条例の各根拠規定に照らして「どの程度効果があつたか」という視点から、「A」「B」「C」の3段階による評価を決定する。また、助言や提言などがある事業については、「附帯意見」を付すこともできる。

5 令和元年度プラン評価の経過

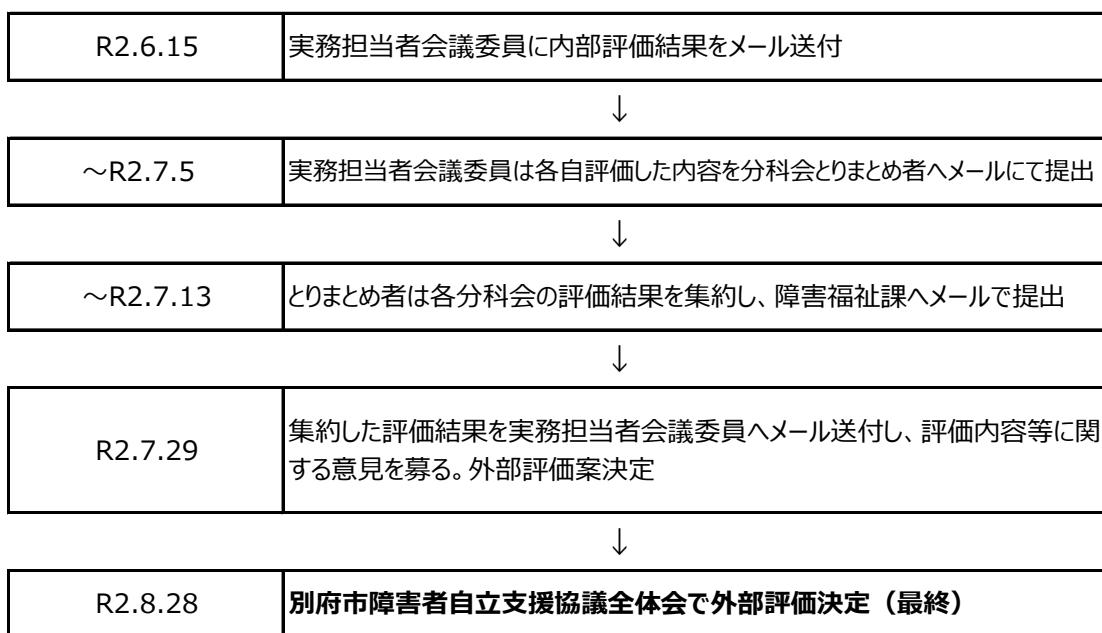
(1) 概要

- ① 外部評価の時期 7～8月
- ② 外部評価を行う機関

自立支援協議会実務担当者会議で審議して評価結果案を作成し、**自立支援協議会全体会**で最終決定する。

(2) 経過

次のとおり



6 評価結果概要

内部評価		自立支援協議会 実務担当者会議評価		外部評価（確定）	
A	19	73%	5	19%	5
B	7	27%	21	81%	21
C	0	0%	0	0%	0
計	26	100%	26	100%	26

7 評価結果の取扱いについて

評価結果は、ホームページ等で広く公表するとともに、各担当課に通知する。各課において、評価されたプランの翌年度の事業の実施、翌々年度のプランの策定に反映していくこととなる。